



お知らせ

「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)」への意見を募集します

子ども政策課 ☎382-7661 ☎382-9054

✉ kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp

子ども・子育て支援施策の推進について定めた「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画(案)」がまとまりましたので、意見を募集します。

対 象

- ・市内に在住・在勤・在学の方
- ・市内に納税義務を有する方
- ・本案に利害関係を有する方

募集期間 12月5日(木)～1

月6日(月)(当日消印有効)

閲覧場所 子ども政策課(市

役所本館11階)、総務課

(市役所本館4階)、地区市

民センター、市ウェブサイト

提出方法 件名「第3期鈴鹿

市子ども・子育て支援事業

計画(案)への意見」、住

所・氏名・意見を記入の上、

直接、郵送、ファクスまたは

電子メールで、子ども政策

課(〒513-8701 住所不

要)または直接地区市民セン

ターへ

※提出された意見は、個人が特定できないように類型化してまとめ、回答と合わせて市ウェブサイトで公表します。個別の回答はしません。

※本案に直接関係のない意見については、一般的な市への意見として取り扱います。

児童手当の金額をお確かめください

子ども政策課 ☎382-7661 ☎382-9054

法改正後初めての児童手当を12月6日(金)に支給しますので、金額をお確かめください。

※詳しくは、広報すずか11月20日号2ページをご覧ください。

※10月分と11月分の2カ月分を支給します。

※施設入所児童は支給対象外です。

※申請が済んでいない方は、3月31日(月)までにお手続きください。

借金のお悩み電話相談会

鈴鹿亀山消費生活センター

☎375-7611 ☎370-2900

借金で悩んでいる方の相談に、弁護士や司法書士が無料で応じます。

と き 12月14日(土)・22日(日)10時～16時

相談電話番号

☎059-224-3362

※2日間のための専用ダイヤルです。

※通話料は自己負担です。

※相談時間は30分程度です。

※開始時間直後は相談が集中し、つながりにくくなる場合があります。

電話リレーサービス

障がい福祉課 ☎382-7626 ☎382-7607

聴覚や発話に困難がある方と、聞こえる方の会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時、コミュニケーションをとることができます。24時間365日いつでも利用でき、緊急通報、仕事のやり取り、病院への連絡などで利用できます。

利用方法

○聞こえない方など：事前にサー

ビスの利用登録が必要です。

※登録方法は、(一財)日本財団電

話リレーサービスウェブサイトを

ご覧ください。

○聞こえる方：登録せず利用

できます。

※聞こえない方などの「電話リレーサービス用電話番号」をダイヤルし発信することで、同サービスを利用できます。

問合せ

○(一財)日本財団電話リレー

サービス(☎03-6275-0912

☎03-6275-0913 ✉info@

nftrs.or.jp 手話・文字チャ

ットによる問合せ：📍https:

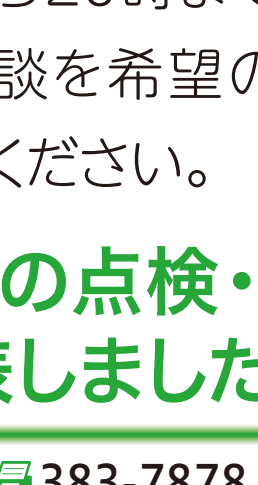
//www.nftrs.or.jp/contact/

(年末年始を除く9時30分～

17時))

電話リレー

サービス



納税・国民健康保険料の夜間窓口と納税の休日窓口

納税課 ☎382-9008 ☎382-7660

保険年金課 ☎382-9290 ☎382-9455

ところ 納税課

内 容 市税・国民健康保険

料の納付、納付相談、口座

振替の手続き など

◆夜間窓口(市税・保険料)

と き 12月20日(金)17時

15分～19時

◆休日窓口(市税)

と き 12月22日(日)9時～12時

※北通用口は利用できません。南玄関からお越しください。

※夜間窓口で19時から20時までの時間帯に納付相談を希望の方は、事前にご連絡ください。

教育委員会活動の点検・評価報告書を公表しました

教育総務課 ☎382-7617 ☎383-7878

令和5年度の教育委員会活動について実施した、点検・評価に関する報告書を公表しまし

た。教育委員会ウェブサイト(ページ番号1003067)、総務課情報公開コーナー(市役所本館4階)、教育総務課(市役所本館11階)で閲覧できます。

鈴鹿市男女共同参画審議会 委員を募集します

男女共同参画課 ☎381-3113 📠381-3119
📧danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

市の男女共同参画基本計画に関する意見や、その進捗状況の評価、重要な事項を審議する委員を募集します。

※審議会は、年3～5回程度、原則火曜日から金曜日までの昼間に開催します。

※報酬を本市規定により支払います。

対 象 18歳以上で市内に

在住・在勤・在学している方

※国・地方公共団体の議員と常勤

の公務員を除きます。

任 期 令和7年4月から2年間

定 員 2人程度

申込み 1月7日(火)まで(必着)

に、応募申込書に必要事項を記入の上、「私が考える男女共同参画」をテーマに800字程度にまとめた作文を添えて、直接、郵送、ファクスまたは電子メールで男女共同参画課(〒513-0801 神戸2-15-18 かんべ再開発ビル3階)へ

選 考 応募申込書、作文、

面接により行います。

※面接の日時は、後日応募者に連絡します。

※応募申込書は、男女共同参画課

または市ウェブサイト(📌<https://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>)で入手できます。

相続登記は 義務化されています

管財課 ☎382-9009 📠382-7615

相続登記に便利な制度などを利用しながら、大切な不動産を負担なく次世代へ引き継ぎましょう。

◆相続手続に便利な「法定相続情報証明制度」

戸籍などの書類を基に法務局が法定相続人を確認し、無料で公的証明書を発行する制度です。

問合せ 津地方法務局鈴鹿出張所(神戸1-24-3 382-1171

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く9時～17時))

◆遺言書の作成の際には「自筆証書遺言書保管制度」

自分で書いた遺言書を法務局で保管できる制度です。

問合せ 津地方法務局供託課(津市丸之内26-8 津合同庁舎 ☎059-228-4133

(土・日曜日、祝日、年末年始を除く9時～17時))

◆相続土地の管理が困難な時は「相続土地国庫帰属制度」

相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合、相続した土地を国が引き取る制度です。

問合せ 津地方法務局相続土地国庫帰属審査室(津市丸之内26-8 津合同庁舎

☎059-228-4527(土・日曜日、祝日、年末年始を除く9時～17時))

償却資産の申告を お忘れなく

資産税課 ☎382-9007 📠382-7604

固定資産税は、土地や家屋に対して課税されるほか、事業用の償却資産に対しても課税されます。

主に、法人税や所得税の必要経費に算入している減価償却資産が申告対象になりますので、該当する資産をお持ちの方は、令和7年1月1日現在の資産の所有状況を1月31日(金)までに申告してください。

なお、12月初旬に令和7年度用の償却資産申告書を発送しましたので、対象の方で申告書が届いていない場合は、資産税課へご連絡ください。

※償却資産の所有者は、申告義務が課せられています。

みえ働きやすい 介護職場取組宣言

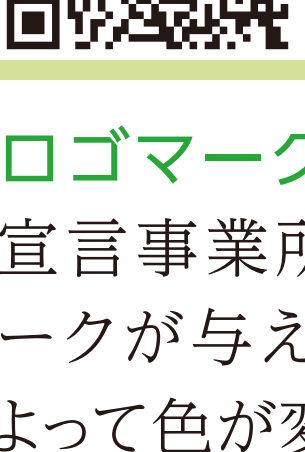
長寿社会課 ☎382-7935 📠382-7607

◆「みえ働きやすい介護職場取組宣言」とは

介護職員の確保・定着および介護サービスの質の向上につなげるため、職場環境の改善に積極的に取り組むことを宣言する介護事業所を県が証明し、その取組内容を公表する制度のことを言います。

◆安心して働ける職場を見つけましょう

宣言事業所の取組内容やメッセージ動画を、次のQRコードから閲覧できます。



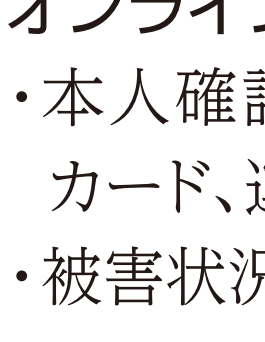
取組紹介集



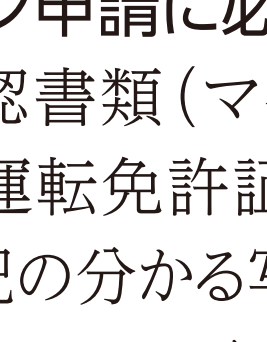
メッセージ
動画

◆ロゴマーク

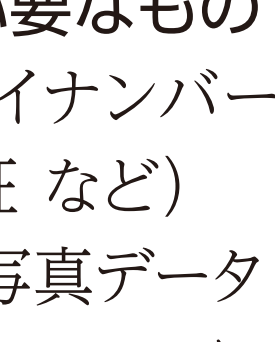
宣言事業所には、専用ロゴマークが与えられ、経過年数によって色が変わります。



グリーン
宣言日から2年



シルバー
3年から4年



ゴールド
5年以上

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

（三重県）

建物の取壊し・名義変更の際には忘れずに申告を

資産税課 ☎382-9007 📠382-7604

固定資産税は、1月1日時点で、市内に土地・建物などを所有している方に課税されます。建物を壊したときや、未登記建物の名義を変更するときは、次の申告書・届を年内に提出してください。

※登記(法務局に登録)されている建物は、法務局へ申告してください。

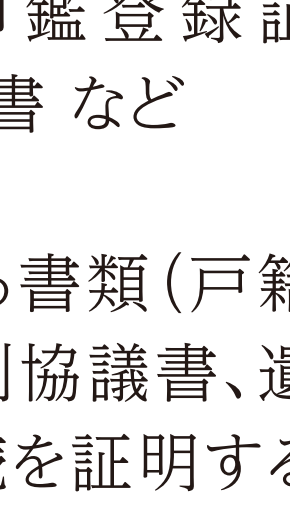
※年内に手続きしない場合、翌年度も固定資産税が課税される場合があります。

◆建物を壊したとき

滅失家屋申告書を資産税課または地区市民センターへ

※次のQRコードからの電子申告もできます。

滅失家屋申告書
入力フォーム



◆未登記建物の名義を変更するとき

下記の必要書類を添えて、家屋補充課税台帳登録名義人変更届を資産税課へ提出

必要書類

○売買、贈与などの場合

旧所有者の印鑑登録証明書、売買契約書 など

○相続の場合

相続人がわかる書類(戸籍など)、遺産分割協議書、遺言書などの相続を証明する書類、印鑑登録証明書 など

※各種様式は、資産税課・地区市民センター窓口のほか、市ウェブサイト(ページ番号1002063)で入手できます。

明るい選挙啓発ポスターコンクール市内応募作品展

選挙管理委員会事務局 ☎382-9001 📠384-3302

市内小・中学校の児童・生徒が描いた明るい選挙啓発ポスターコンクール応募作品を展示します。

と き 12月20日(金)~22日(日)

10時~20時(最終日は18時まで)

ところ 鈴鹿ハンター1階 サブコート(算所2-5-1)

年末年始清掃センターへの搬入経路のお願い

清掃センター ☎372-1646 📠372-1406

清掃センター周辺道路の渋滞緩和のため、年末年始にごみを搬入する場合は、東側から来場するようお願いいたします。

期 間 12月25日(水)~ 30日(月)、1月4日(土)

※12月31日(火)から1月3日(金)まで休業しますのでご注意ください。



上下水道事業の業務状況

経理課 ☎368-1664 📠368-1688

◆水道事業の業務状況

業務の概況

9月30日現在、給水戸数は8万9,724戸です。また、上半期の総配水量は1,180万15m³、1日平均配水量は6万4,481m³で、総配水量は、昨年度の上半期に比べると0.71%増加しています。

●令和6年度予算の執行状況(令和6年9月30日現在)

区分	予算現額	執行額
収益的収入	45億7,075万円	23億1,772万円
収益的支出	43億1,144万円	16億5,476万円
資本的収入	10億9,336万円	1億1,172万円
資本的支出	34億8,142万円	9億2,667万円

●令和5年度決算状況(令和6年3月31日現在)

区分	予算現額	決算額
収益的収入	46億1,182万円	46億6,165万円
収益的支出	43億 579万円	40億1,441万円
資本的収入	10億5,272万円	7億3,929万円
資本的支出	35億5,240万円	24億2,524万円

※収益的収入・支出:水道事業の管理・運営に関する収入・支出

※資本的収入・支出:水道施設の建設・改良などに関する収入・支出

工事請負費の執行状況

- ・開発工事に伴う配水管布設工事など 4,832万円
- ・水道更新事業に伴う配水管布設工事など 2億6,656万円
- ・水道施設改良に伴う配水管布設工事など 3,916万円

●令和5年度水道事業損益計算書(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

借方		貸方	
営業費用	35億3,936万円	営業収益	36億4,340万円
営業外費用	1億7,750万円	営業外収益	6億4,623万円
特別損失	621万円	特別利益	5万円
当年度純利益	5億6,661万円	—	—
計	42億8,968万円	計	42億8,968万円

●令和5年度水道事業貸借対照表(令和6年3月31日現在)

借方		貸方	
固定資産	441億7,908万円	固定負債	121億 222万円
流動資産	47億3,053万円	流動負債	16億5,303万円
—	—	繰延収益	124億4,089万円
—	—	資本金	214億9,737万円
—	—	剰余金	12億1,610万円
計	489億 961万円	計	489億 961万円

◆下水道事業の業務状況

業務の概況

- 公共下水道事業:上半期の総処理水量は649万9,073m³、1日平均汚水処理水量は3万5,514m³で、総処理水量は昨年度の上半期に比べると5.73%増加しています。
- 農業集落排水事業:上半期の総処理水量は71万9,156m³、1日平均汚水処理水量は3,930m³で、総処理水量は昨年度の上半期に比べると2.05%増加しています。

●令和6年度予算の執行状況(令和6年9月30日現在)

区分	予算現額	執行額
収益的収入	61億3,442万円	37億6,646万円
収益的支出	58億1,946万円	24億 386万円
資本的収入	58億5,779万円	8億4,341万円
資本的支出	80億3,740万円	23億 299万円

●令和5年度決算状況(令和6年3月31日現在)

区分	予算現額	決算額
収益的収入	59億4,218万円	58億4,585万円
収益的支出	56億5,831万円	54億5,166万円
資本的収入	62億 381万円	45億8,592万円
資本的支出	84億3,142万円	66億9,681万円

※下水道事業:公共下水道事業および農業集落排水事業をいいます。

※収益的収入・支出:下水道事業の管理・運営に関する収入・支出

※資本的収入・支出:下水道施設の建設・改良などに関する収入・支出

工事請負費の執行状況

- ・汚水処理普及促進事業に伴う工事(公共下水道事業) 4億8,651万円
- ・浸水対策事業に伴う工事 1億5,128万円
- ・処理施設などの設備更新に伴う工事(農業集落排水事業) 30万円

●令和5年度下水道事業損益計算書(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

借方		貸方	
営業費用	46億3,026万円	営業収益	39億 312万円
営業外費用	7億 231万円	営業外収益	15億9,847万円
特別損失	546万円	過年度損益修正益	4,718万円
当年度純利益	2億1,074万円	—	—
計	55億4,877万円	計	55億4,877万円

●令和5年度下水道事業貸借対照表(令和6年3月31日現在)

借方		貸方	
固定資産	951億1,220万円	固定負債	400億1,921万円
流動資産	30億3,116万円	流動負債	48億7,178万円
—	—	繰延収益	390億7,826万円
—	—	資本金	127億4,234万円
—	—	剰余金	14億3,177万円
計	981億4,336万円	計	981億4,336万円

※詳しい内容は、上下水道局ウェブサイト(<https://www.city.suzuka.lg.jp/suido/1013083/index.html>)をご覧ください。

事業主の方は 給与支払報告書の提出を

市民税課 ☎382-9446 📠382-7604

給与所得者の個人住民税(個人市民税と個人県民税)は、法令により、事業主が給与から特別徴収(天引き)して、給与所得者に代わって市に納入することが定められています。

令和7年度(令和6年分)の給与支払報告書の総括表を11月下旬に送付しましたので、令和7年度(令和6年分)の給与支払報告書と併せて、1月31日(金)までに、ご提出ください。

※提出時期の窓口は大変混み合いますので、郵送またはeLTAXでの提出にご協力ください。

対 象 令和6年中に給与などを支払ったパート・アルバイト・期限付雇用の従業員を含む全ての従業員の方

※新たに就職・転職された従業員の方も、届出により特別徴収に切り替えることができます。

※退職者と次の理由に該当する場合は、普通徴収(個人納付)とすることができます。

普通徴収できる場合

○乙欄適用で他事業所で特別徴収されている

○給与が支給されない月がある

○全従業員が事業専従者のみ

○5月末までに退職予定の方

※上記理由により普通徴収にする場合は、給与支払報告書を提出する際に、個人住民税普通徴収への切替理由書を提出してください。

◆税額通知(正本)の受取方法

税額通知(正本)の受け取りは、「紙」または「電子データ」のどちらかを選択してください。

電子データを希望される場合は、eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、通知の受取方法を選択してください。

※電子データ(納税義務者用)を受け取る際は、従業員の受給者番号が必須ですので、給与支払報告書に記載してください。

※特別徴収義務者用税額通知の「紙(正本)と電子データ(副本)」での受け取りはできません。

◆便利な「eLTAX」

eLTAXを利用すると、郵送料などが不要で、次のようなメリットがあります。

○給与支払報告書などのウェブ提出ができます。

○複数の地方公共団体に対する手続きを、1回のデータ送信でできます。

○チェック機能がありますので、入力誤りや計算誤りを防止できます。

※eLTAXの詳細は、地方税共同機構ウェブサイト([👉https://www.eltax.lta.go.jp/](https://www.eltax.lta.go.jp/))をご覧ください。

所得税などの 申告相談とe-Tax

市民税課 ☎382-9446 📠382-7604

◆鈴鹿税務署での所得税などの申告相談

1月の申告相談は、完全予約制のため電話予約が必要です。

※予約枠には限りがあります。

申込み 12月10日(火)から、電話で鈴鹿税務署(☎382-0353)へ

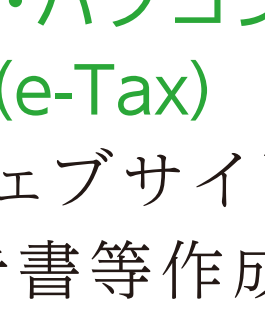
◆AI相談「チャットボット(ふたば)」

「チャットボット(ふたば)」は、所得税の確定申告や、個人の消費税の確定申告などに関する相談にAIが自動で回答します。24時間利用できます。

※パソコンやスマートフォンで「国税庁 ふたば」を検索してください。

※国税庁ウェブサイト「タックスアンサー」で、キーワードや自身の状況に合った回答を探ることができます。

国税庁
ふたば



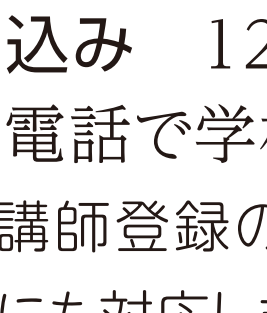
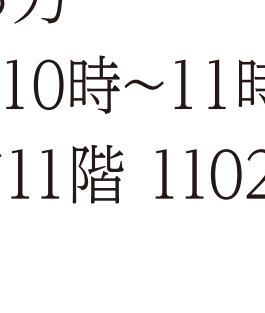
◆スマートフォン・パソコンによる確定申告(e-Tax)

確定申告は、ウェブサイト「国税庁 確定申告書等作成コーナー」で作成するe-Tax(電子申告)が便利です。

画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税などの申告書の作成・送信ができます。

※申告に困ったときは、「動画で見る確定申告」をご覧ください。

確定申告書等
作成コーナー



動画で見る
確定申告

ペーパーティーチャー相談会

学校教育課 ☎382-7618 📠382-9054

対 象 小・中学校の教員免許を所有している方

と き 12月23日(月)10時~11時

ところ 市役所本館11階 1102ミーティングルーム

持ち物 教員免許状

申込み 12月16日(月)までに、電話で学校教育課へ

※講師登録の方法や個別の相談にも対応します。

